

改訂版

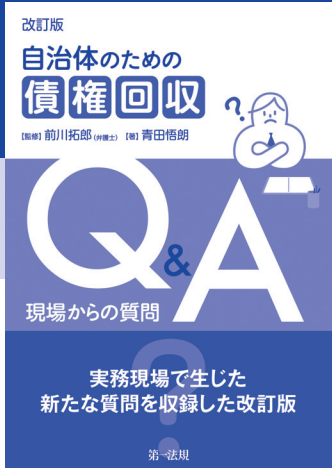
自治体のための

債権回収

Q&A

現場からの質問

非強制徴収公債権や私債権を中心に、法令や行政実例、判例等では応えきれない債権の根拠や時効、督促、滞納処分、強制執行、支払い督促、不納欠損のあり方など「それぞれの債権を持つ原課」担当者の座右に必備のQ&A集



【監修】前川拓郎 (弁護士 あさひパートナーズ法律事務所)
 【著者】青田悟郎 (芦屋市役所)

体裁 A5判・304頁

定価 本体2,500円+税

本書の特長

- ★自治体の現場で実際に生じた疑問の中から、156問を厳選して徹底解説
- ★個別の事情に応じた具体的な事例が満載
- ★法令、行政実例、判例の解釈を踏まえた回答
- ★債権管理・回収分野の理論と手法を分かりやすく解説



豊富なQ&Aを債権回収の手の流れに沿って11に分類
 実務場面から事例を確認できるように工夫して編集しました



債権管理に関わる部署で起こりうる問題を丁寧に取り上げているため、
 経験の少ない原課の職員でも身近な事例から理解を深めることができる

34 学校授業料の延滞金

Q 学校授業料の延滞金は、何%で徴収すべきでしょうか。

A 自治体上の債権とすれば、税に準じた率により延滞金が徴収でき、私債権とすれば、年5%の遅延損害金が徴収できることになります。

理由

全編にわたり、
 現場の生の「Q」と
 著者渾身の「A」で構成！

の公の施設の使用料と
 る見解がありますが、
 行う者が生徒の教育、
 年としても解釈できま
 性質をもつ債権は民法

ため、商事利息の6%（商法514）の割合での徴収が認められました（東京高判平13・5・22判例ID28100339）。

35 督促手数料、延滞金の滞納処分

Q 督促手数料及び延滞金は、自治法231条の3第3項によれば滞納処分ができるとされていますが、公債権であれば督促手数料及び延滞金は滞納処分ができるのでしょうか。

A 滞納処分ができる債権は、その債権から発生した督促手数料及び延滞金についても滞納処分ができますが、公債権であっても滞納処分ができない債権は、裁判所を通じた徴収になります。

理由

自治法231条の3第3項によれば、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料について滞納処分できるとされ、その債権から発生した督促手数料及び延滞金についても滞納処分ができます。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
 Fax. 0120-302-640

債権管理に関する問題解決のヒントがこの1冊に!!

著者プロフィール

【監修】前川拓郎 (弁護士 あさひパートナーズ法律事務所)

北海道大学法学部卒業。2003年11月司法試験合格。2005年10月大阪弁護士会弁護士登録。あさひパートナーズ法律事務所パートナー弁護士、行政問題委員会、憲法問題特別委員会、刑事弁護委員会所属。多数の自治体の債権管理に関与。

【著者】青田悟朗 (芦屋市役所)

立命館大学法学部卒業。1982年芦屋市に入庁。固定資産税係、諸税、病院総務課、収税係、行政担当(法規担当)、行政経営担当課長、総務部参事(行政経営担当部長)を経て、現在、上下水道部長を務める。

目次

公債権・私債権

- 公債権と私債権の違い
- 墓地維持管理手数料
- 児童手当返戻金

ほか

督促・催告

- 私債権の督促の効果
- 督促状の納期限の設定
- 公示送達と督促手数料

ほか

延滞金

- 学校授業料の延滞金
- 延滞金の起算日
- 延滞金の消滅時効

ほか

不服申立て

- 私債権の不服申立て
- 住宅使用料督促状の不服申立て
- 保育所保育料の督促状の不服申立期間

ほか

支払督促・法的手続

- 支払督促の実施時期
- 支払督促の一括申立て
- 行方不明者に対する法的措置

ほか

地方税の例・国税滞納処分の例

- 交付要求による時効中断
- 下水道使用料の還付充当
- 滞納処分できる債権の延滞金の端数処理

ほか

時効

- 共益費の考え方
- 納付誓約と時効の進行
- 納期限が記載されていない場合の時効

ほか

権利放棄・不納欠損

- 権利放棄した債権の通知
- 督促手数料及び延滞金の権利放棄
- 時効経過後の請求

ほか

財産調査

- 私債権の財産調査
- 照会権限
- 段階的な財産調査

ほか

情報の共有化

- 同意書の有効期限
- 各債権の情報の共有化
- 滞納者情報の共有化

ほか

その他

- 住宅使用料と破産の関係
- 徴収一元化の範囲
- 国と自治体の債権管理規定の違い

ほか

著者が各自治体で行っている研修会や日ごろから寄せられる質問などから、新たに37件のQ&Aを追加し、156件を収録しました。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!